## 10月から 介護保険施設などの利用料を変更

介護保険法の改正に伴い、10月から介護保険3施設およびショートステイの居住費（滞在費）と食費、デイサービス・通所リハビリテーションの食費が介護保険の対象から外れ、自己負担になります。

現在、介護保険施設などで介護サービスを利用している方は、居住費や食費の大半が介護保険から給付されていますが、在宅で介護サービスを利用している方は、自己負担しています。このような差を見直し、公平性を図るため、介護保険施設などの居住費や食費が自己負担になります。ただし、低所得者については、施設利用が困難にならないように「負担限度額」が設定され、利用者負担の軽減が図られます。

対象は、介護保険料の所得段階が第1・第2段階の方（市民税非課税世帯の方）で、負担軽減を受けるには申請が必要です。なお、市民税課税世帯の方で高齢夫婦などの世帯（単身世帯を除く）の一方が施設に入所した場合、収入・預貯金などが基準に該当する方は、「負担限度額」が変更となります。

**◆対象となるサービス**

▽特定入所者介護サービス費…介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護

▽特定入所者支援サービス費…短期入所生活介護、短期入所療養介護

市では、書類を審査し、「負担限度額認定証」を交付し、利用者は認定証を提示してサービスを利用します。なお、高額介護サービス費の見直しも行い、所得区分が再設定され、上限を超えた場合には申請により超えた分が支給されます。

詳しくは、問い合わせてください。

**問合せ** 介護福祉課☎042（346）9510

**介護保険施設における段階区分別負担額（月額概数）**　（円）

| 段階区分 | | | 居住費 | | | | 食費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得区分 | | 利用者負担段階 | ユニット型個室 | ユニット型準個室 | 従来型個室（※2） | 相部屋（多床室） | |
| 市町村民税 | 世帯課税者 | 第4段階（※1） | 60,000 | 50,000 | 35,000（50,000） | 10,000 | 42,000 |
| 市町村民税 | 世帯非課税者：合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超 | 第3段階 | 50,000 | 40,000 | 25,000（40,000） | 10,000 | 20,000 |
| 市町村民税 | 世帯非課税者：合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 | 第2段階 | 25,000 | 15,000 | 13,000（15,000） | 10,000 | 12,000 |
| 市町村民税 | 世帯非課税者：老齢福祉年金受給者 | 第1段階 | 25,000 | 15,000 | 10,000（15,000） | 0 | 10,000 |
| 生活保護受給者など | | 第1段階 | 25,000 | 15,000 | 10,000（15,000） | 0 | 10,000 |

※1　第4段階の居住費および食費は、標準的な額で、利用者と施設の契約により設定されます。
※2　（　）内は、介護老人保健施設および介護療養型医療施設の場合。

## 乳幼児医療費助成制度 申請はお早めに

義務教育就学前の乳幼児を養育している方に、乳幼児に係る医療費の一部（保険診療の自己負担分）を助成しています。

一定の所得制限がありますが、4歳未満の乳幼児を養育している方については所得の制限がなく、すべての方が助成を受けられます。

医療費の助成を受けるには、申請が必要ですので、所得制限（左表）を確認のうえ、申請してください。

なお、健康保険に加入していないなど、対象とならない場合もあります。

※現在受給している方で、現況届を提出していない方は、早めに提出してください。現況届の提出がないと、10月以降の医療費助成が受けられませんので、ご注意ください。なお、平成17年6月以降に医療証が送付された方は、届け出の必要はありません。

※平成16年分合計所得から一律控除額（8万円）および医療費控除などの各種控除額を差し引いた額が、所得限度額未満の場合に受給できます。

※上表の所得限度額の適用期間は10月1日～平成18年9月30日です。新たに対象となる方は、9月末日までに申請してください。

**申請先** 児童課、東部・西部出張所、動く市役所

**問合せ** 児童課☎042（346）9544

**所得限度額表**

| 扶養親族などの数 | 所得限度額 |
|---|---|
| 0人 | 4,600,000円 |
| 1人 | 4,980,000円 |
| 2人 | 5,360,000円 |
| 3人以上 | 1人につき380,000円加算 |

## BCG予防接種

**◆個別方式**（今月は集団方式はありません）

**とき** 9月14日（水）・28日（水）

**ところ** 複十字病院（清瀬市）

**費用** 無料

**対象** 生後3か月～6か月未満の乳児

**申込み** 電話で複十字病院へ☎0424(91)4712

**問合せ** 健康センター☎042（346）3700

## 幼児養育費補助金

**対象** 幼児、保護者ともに市内に住民登録、外国人登録があり、平成11年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた、次のいずれかに該当する幼児

▽公的負担、または補助のない幼児施設への通園

▽在宅児（平成17年4月1日現在で4歳、5歳の幼児に限る）

※幼稚園、保育園に通園している幼児は対象外です。

**補助金額** 月額3千3百円

**申請方法** 9月30日（金）までに、印鑑および保護者の銀行口座番号のわかるものを持参のうえ、児童課、東部・西部出張所、動く市役所のいずれかへ

**問合せ** 児童課☎042（346）9544

### 未熟児などの健康相談

## カンガルー相談会

**とき** 9月21日（水）・29日（木）　午前10時～11時（受付は9時45分から）

**ところ** 健康センター

**対象** 1歳ぐらいまでの親子

**定員** 各8組

**内容** 保健師・助産師による健康相談、身長・体重測定

**持ち物** 母子健康手帳

**申込み** 健康センターへ☎042（346）3700

## 離乳食中期講習会 もぐもぐ教室

**とき** 9月27日（火）午前10時～正午（受付は9時45分から）

**ところ** 健康センター

**対象** 市内在住の生後7か月～8か月児の保護者

**定員** 30人

**内容** 講話、調理実習、個別相談

**担当** 管理栄養士、保健師、保育士

**持ち物** エプロン、三角きん、母子健康手帳

※保育はありません。お子さんを連れて参加する方はおんぶをして実習します（ひもなどを持参）。

**申込み** 健康センターへ☎042（346）3700

### 障害者福祉センター

## 理学療法士（非常勤）募集

**職務内容** 障がい者・児の通所リハビリおよび事務

**応募資格** 理学療法士の資格を有する方

**採用予定人数** 若干名

**採用予定期間** 10月17日～平成18年3月31日

**勤務日** 月曜～金曜日（祝日を除く）　午前8時30分～午後5時15分

※勤務日・時間は、応相談。

**申込み** 障害者福祉センターへ☎042(343)4976

### 平成17年度採用

## 昭和病院組合職員募集

**募集職種、応募資格、採用予定人数** 下表のとおり

**試験（一次）日** ▽一般事務…10月16日（日）

**選考日** ▽看護師…10月2日（日）

▽理学療法士…10月22日（土）

**試験案内・申込書などの配布** 問合せ先で配布

※ホームページ(http://www.kouritu-showa.jp/)からダウンロードできます。

※詳細は、必ず採用試験（選考）案内で確認してください。

**申込み** 9月20日（火）まで（理学療法士は10月12日（水）まで）（消印有効）に、採用試験（選考）受験申込書に卒業証明書または免許証の写しなどの必要書類を添えて、問合せ先へ持参（代理人可）または配達記録で送付

**問合せ** 公立昭和病院総務課人事係☎0424（61）0052内線2248

| 職種 | 応募資格 | 採用予定人数 | 試験 一般事務 大卒程度 | 試験 一般事務 身体障がい者対象、高卒程度 | 選考 看護師（助産師を含む） | 選考 理学療法士（係長級職） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2人程度 | 1人程度 | 25人程度 | 1人程度 |
| | 昭和53年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた方 | | | 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のすべてにあてはまる方 ①昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方 ②自力で通勤し、介護者なしに職務を遂行できる方 ③通常の勤務時間に勤務できる方 ④口述による説明および活字印刷文の出題に対応できる方 | 平成18年4月1日現在、満35歳未満で、平成18年春に免許取得見込みの方 | 平成18年1月1日現在、満50歳未満で、理学療法士の免許を有し、臨床経験が15年以上ある方 |

## 家族介護教室

**◆認知症高齢者を介護する家族への心のケア**

**とき** 9月24日（土）午前10時～正午

**ところ** 多摩済生ケアセンター（美園町3－12－1）

**費用** 無料

**講師** 富原滋子さん（東京YWCA専門学校講師）

**申込み** 当日、会場へ

**問合せ** 多摩済生ケアセンター☎042（342）0620

**◆不定愁訴はなぜ起こる病症の変化は指先によって学べるシリーズ2**

**とき** 9月24日（土）午後1時30分～3時

**ところ** やすらぎの園（小川町1－485）

**費用** 無料

**講師** 本田武次（当園マッサージ師）

**問合せ** やすらぎの園☎042（345）0617

## 休日応急診療医（内科・小児科）

※いずれも当番医は変更になる場合があります。問合せは042(346)3706へ。小平市ホームページ、携帯電話・Lモード用ホームページでもご覧になれます。

| 日程 | 診療時間 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 9月11日（日） | 午前9時～午後5時 | 沖クリニック | たかの台43－6　ウェリントンズビル1階 | 042(348)8282 |
| | | 中山小児科医院 | 鈴木町1－30－20 | 042(322)1231 |
| | 午後5時～10時 | 清水小児科内科医院 | 大沼町2－729－8 | 042(343)2255 |
| 9月18日（日） | 午前9時～午後5時 | 鷹取医院 | 小川東町5－13－16　坂東ビル201号 | 042(345)1317 |
| | | あかしあ脳神経外科 | 仲町425－12　あかしあビル1階 | 042(345)7444 |
| | 午後5時～10時 | 足利クリニック | 学園西町3－21－17 | 042(344)1510 |
| 9月19日（月・祝） | 午前9時～午後5時 | きおいクリニック | 小川東町1－18－29　仁平記念クリニックビル | 042(348)3066 |
| | | 山之内整形外科 | 仲町241－16 | 042(341)0451 |
| | 午後5時～10時 | 花小金井北クリニック | 花小金井2－2－13 | 0424(67)2477 |

## 休日歯科応急診療医

| 日程 | 診療時間 | 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 9月11日（日） | 午前9時～午後5時 | 平澤歯科医院 | 仲町187－7 | 042(345)5267 |
| 9月18日（日） | 午前9時～午後5時 | 篠木歯科医院 | 学園西町3－19－11 | 042(345)4394 |
| 9月19日（月・祝） | 午前9時～午後5時 | 小川歯科診療所 | 小川西町4－8－3 | 042(341)0656 |

## 平日準夜応急診療

※診療受付時間は午後10時15分までです。

| 日程 | 診療時間 | ところ | 科目 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 月曜～土曜日（祝日、年末年始を除く） | 午後7時30分～10時30分 | ㈳小平市医師会平日準夜応急診療所 | 小・内 | 学園町1－19－12（健康センター内） | 042(346)3706 |

**東京都実施の救急診療の問合せ**

| | | |
|---|---|---|
| 小平消防署　病院・診療所案内 | 042(341)0119 | 案内・24時間 |
| 夜間休日案内（ひまわり情報センター） | 03(5272)0303 | 案内・24時間 |